

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所（以下「B営業所」という。）における資格取得日に係る記録を昭和33年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月10日から同年10月10日まで

私は、昭和33年9月頃、それまで勤務していたA社C営業所（以下「C営業所」という。）からB営業所に異動したが、年金事務所からの通知を受けて厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

しかし、私は、申立期間において、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在籍証明書及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務（昭和33年9月10日にC営業所からB営業所に異動）していたものと認められる。

また、オンライン記録及びB営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B営業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所とはなっていないものの、B営業所が適用事業所となった昭和33年10月10日にB営業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している19人（本件と同じ申立内容の別の申立人に係る事案において、年金記録確認第三者委員会のあっせんにより、既に資格取得日が33年9月10日に記録訂正された二人及び申立人を含む。）全員が、直前の同年9月10日にC営

業所に係る被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、このうちの少なくとも5人以上の者が、同日（昭和33年9月10日）からB営業所において勤務していたと証言していることから、申立期間において、B営業所は、適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、A社は、「当時の資料等は残っておらず、申立期間に係る届出、保険料の控除及び納付については不明である。」と回答しているものの、前述のあっせんとなった事案において、同社は、年金記録確認第三者委員会に対し、申立期間当時の事務手続に遺漏があったこと及び申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを認めている上、前述の19人のうち事情を聴取できた複数の者が、当該期間に係る厚生年金保険の記録の欠落について、「A社から補償を受けたので、申立期間の厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と回答していることから、同社は、これら19人全員について、申立期間に係る保険料を控除しながら、正しい届出を行っていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社は不明としているものの、B営業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主が適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 48 年 12 月 31 日まで
私は、申立期間において、A社（現在は、B社）にC職として勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。
当時、同僚と年金の保険料が高いという話をした覚えがあり、母親を私の健康保険の扶養に入れていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の全部又は一部を含む期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者（現在の事業主を含む。）の証言により、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間の一部において、A社に係るD事務の補助をしていたとする者は、「D事務は、社長の配偶者がしていたが、従業員全員を年金に加入させることは無かっただろう。」と述べている上、現在の事業主及び元事業主の親族は、「当社が加入しているE国民健康保険組合には、当時、FとGの区別があり、年金に入っていないのであればG扱いだったのかもしれない。」、「当時は皆、日給月給で仕事は一緒だったが、従業員にはFとGの区別があり、Gについては厚生年金に入れていなかったかもしれない。」とそれぞれ述べているところ、申立人が同じC職であったとして名前を挙げた同僚5人のうち2人（申立人が保険料について話をしたとする者を含む。）については、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、当該事業所は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性があ

る。

また、B社は、「現在、事業を行っておらず、当時の社長は亡くなっており、資料も残っていないので、申立てどおりの届出、保険料の納付及び控除を行ったかどうかについては回答できない。」としている上、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。